

第59号議案

令和3年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(事業勘定)

目次	ページ
1 令和3年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 補正予算総括表(事業勘定)	1
2 補正予算の内容	2~3
【歳入】1款 国民健康保険税	
【歳入】4款 県支出金	
【歳入】6款 繰入金	



1 令和3年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)

(単位:千円)

歳 入					歳 出						
款	項	目	補正前	補正額	補正後	款	項	目	補正前	補正額	補正後
1		国民健康保険税	8,136,668	▲ 25,778	8,110,890	1		総務費	277,455	0	277,455
		国民健康保険税	8,136,668	▲ 25,778	8,110,890	2		保険給付費	39,674,934	0	39,674,934
	1	一般被保険者 国民健康保険税	8,132,981	▲ 25,778	8,107,203	3		国民健康保険事業費 納付金	13,154,645	0	13,154,645
	2	退職被保険者等 国民健康保険税	3,687	0	3,687	4		保健事業費	381,655	0	381,655
2		使用料及び手数料	4,665	0	4,665	5		基金積立金	7	0	7
3		国庫支出金	1	0	1	6		諸支出金	101,899	0	101,899
4		県支出金	40,595,854	5,155	40,601,009	7		予備費	10,000	0	10,000
	1	県補助金	40,595,854	5,155	40,601,009						
5		財産収入	7	0	7						
6		繰入金	4,386,345	20,623	4,406,968						
	1	他会計繰入金	4,159,435	20,623	4,180,058						
	2	基金繰入金	226,910	0	226,910						
7		繰越金	1	0	1						
8		諸収入	477,054	0	477,054						
		合 計	53,600,595	0	53,600,595			合 計	53,600,595	0	53,600,595

予 算 説 明 書				補 正 額
ページ	款	項	目	
9~11	1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者 国民健康保険税	千円 ▲25,778
9~11	4 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等 交付金	千円 5,155
9~11	6 繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	千円 20,623

1 補正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、収入が減少等した国民健康保険被保険者に対して減免措置を講じたいが、そのことにより減収となる一般被保険者国民健康保険税を減額補正するものである。

なお、令和元年度分及び令和2年度分に引き続き、令和3年度分についても国が財政支援を行う予定であるが、財政支援割合が縮小されることから、国からの財政支援が行われる見込みである2割相当分について、4款 県支出金 保険給付費等交付金を増額し、残りの8割相当分について、6款 繰入金 一般会計繰入金を増額するものである。

2 内訳

(単位：千円)

区 分	金 額		
	国民健康保険税	保険給付費等交付金	一般会計繰入金
当初予算 (A)	8,132,981	40,595,854	4,159,435
補正額 (B)	▲25,778	※ 5,155	20,623
合 計 (A) + (B)	8,107,203	40,601,009	4,180,058

※特別調整交付金分

3 減免の基準

(1) 減免の対象となる世帯

- ア 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額
- イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する世帯

【要件】

- （ア）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- （イ）世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- （ウ）減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

対象保険税額（別表1の算式により算出した額）に、別表2の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減額又は免除の割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険税額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険税減免額}$$
$$(A \times B / C) \quad d$$

【別表1】

$$\text{対象保険税額} = A \times B / C$$

- A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
- C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【別表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。